

# 第4次野洲市人権施策基本計画

野 洲 市

# はじめに

昨今の社会情勢はめまぐるしく変化し、インターネットをはじめ、情報化社会の発展に伴う人権侵害、少子高齢化、雇用・就労状況の変化、格差の広がりなどがあります。このように、人権をめぐる状況と課題は変化しつづけており、これらの問題への対応や施策が今まで以上に求められています。

このような状況の中、平成28年(2016年)には、国におきましても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、令和元年(2019年)には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、法律の具現化に向けた取組を推進しています。

野洲市では、平成16年(2004年)10月1日から「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を施行するとともに、平成18年(2006年)2月25日には、「野洲市『人権尊重のまち』宣言」、「平和都市宣言『豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市』」を宣言しました。そして、同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、子ども、女性、高齢者など、あらゆる人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざしてきました。

また、平成28年(2016年)3月には、「第3次野洲市人権施策基本計画」を策定し、人権に関するさまざまな課題の解決に向けて、人権教育・啓発をはじめとする人権施策を総合的に推進してきました。

このたび、計画の期限を迎えるに当たり、これまでの成果を踏まえ、現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令などの整備に対応することとしました。そのため、今日までの人権施策の取組を検証し、課題の解決に向けた本市の今後の人権施策のあり方について従来の計画の見直しを行い、「第4次野洲市人権施策基本計画」を策定しました。

今後はこの人権施策基本計画を礎として、あらゆる人権問題の解決をめざし、共生社会の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました、野洲市人権施策審議会の委員の皆さまをはじめ、市民意識調査などにより貴重なご意見、ご要望をいただきました市民の皆さまに厚く感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月



野洲市長 栢木 進

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 計画策定の経緯               | 1  |
| 2. 基本計画の目的               | 1  |
| 3. 計画の期間                 | 2  |
| 4. 基本理念                  | 2  |
| 5. 計画策定の背景となる人権施策及び社会の状況 | 2  |
| (1)人権施策の取組状況             |    |
| (2)社会の状況の変化              |    |
| 6. 人権施策の課題と解決に向けて        | 5  |
| (1)女性                    |    |
| (2)子ども                   |    |
| (3)高齢者                   |    |
| (4)障がい者                  |    |
| (5)同和問題                  |    |
| (6)外国人                   |    |
| (7)インターネット               |    |
| (8)その他さまざまな人権問題          |    |
| 7. 人権教育・人権啓発の推進          | 11 |
| 8. 相談・支援体制の充実            | 11 |
| 9. 協働による人権尊重のまちづくり       | 12 |
| 10. 推進体制                 | 12 |
| 11. 計画の実施                | 12 |
| (1)実施計画                  |    |
| (2)進行管理                  |    |

## 1. 計画策定の経緯

平成12年(2000年)に、人権擁護推進審議会の答申に基づき国・地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定められました。

また、滋賀県内においても平成10年(1998年)に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定、平成13年(2001年)に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の施行、平成15年(2003年)に「滋賀県人権施策基本方針」が策定され人権問題の解決に向けた取組が行われています。

そんな中、平成18年(2006年)3月に同和対策とその他さまざまな人権問題とを分けて野洲市として最初の「野洲市同和対策基本計画」「野洲市人権施策基本計画」の2つの計画を策定し、平成23年(2011年)3月に第2次同和対策基本計画、第2次人権施策基本計画を定め、平成27年度(2015年度)までの間、取組を進めてきました。

平成28年(2016年)には、同和対策基本計画と人権施策基本計画を一本化した第3次野洲市人権施策基本計画を策定しました。これは、第2次同和対策基本計画で、同和行政の速やかな終結と同和行政を必要としない社会の実現を目標として取り組むことを明確にし、今後は必要な人に支援を提供し差別をなくして自立を促すための一般施策を行い、同和問題の解決に向け取り組んでいく仕組みを変えたものです。しかし、部落差別はなくなったわけではなく、今後も人権尊重という視点で人権擁護の施策を行っていき、差別を行う人をなくす取組を行っていくため、人権施策基本計画の中に同和問題を位置づけています。

なお、令和元年度(2019年度)に実施した人権問題に関する市民意識調査で同和問題を解決するためには、人権尊重についての学校教育の徹底や教育による人権問題の啓発が重要であることが明らかになったため、今般の第4次基本計画策定にあたっては、今日までの人権施策の取組を検証し、課題の解決に向けた本市の今後の人権施策のあり方について、見直すものです。

## 2. 基本計画の目的

本計画は、「野洲市まちづくり基本条例」及び「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を具現化するものです。

人権の尊重と恒久平和や多文化共生社会の実現を図る豊かな人間性をはぐくむまちづくりを基本目標に、豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまちの都市像を描き、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまち、笑顔あふれる野洲市の実現を図ります。

### 3. 計画の期間

人権施策基本計画の期間は、初年度を令和3年度(2021年度)とし、令和7年度(2025年度)までの5か年間とします。

また、適宜、社会情勢の変化により見直しを行います。

### 4. 基本理念

市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成並びに人権擁護の社会的環境の醸成を促進し、人権問題の解決は行政と市民の共通課題であるとの認識を強めるため、行政主導による教育・啓発から真に市民と行政の協働による一貫した取組に転換させていくとともに、虐待や自殺などにつながる人々の不安や心配事に対して、相談・支援体制のさらなる充実を図り、年齢、性別、障がいや病気の有無、国籍、出自に関わらず、誰もが社会の一員としてお互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会を目指すことが重要です。

格差社会のなかで、生活困窮者に対して救済の手を差し伸べる生活困窮者自立支援法による制度の活用を図っていきます。

### 5. 計画策定の背景となる人権施策及び社会の状況

#### (1) 人権施策の取組状況

##### ① 国際社会

20世紀における二度の世界大戦は、多くの人が命を奪い合い、最大の人権侵害を行ってきました。「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。国際連合では、「すべての人民とすべての国が達成する共通の基準」として昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」が採択されました。その後、数多くの条約や宣言を採択し、世界中のすべての人の権利を守るための取組が行われてきました。

そして、平成6年(1994年)には「人権教育のための国連10年」が決議され、人権教育を通じて人権文化を築くことを目的として平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、積極的な人権教育、啓発が行われてきました。

また、国連10年の取組を踏まえた後継計画である「人権教育のための世界プログラム」(平成16年(2004年))の決議が採択され、世界各地で取り組まれていきました。国連人権委員会では、「人権教育世界プログラム」第2段階(平成22

年(2010年)～平成26年(2014年))、「人権教育世界プログラム」第3段階(平成27年(2015年)～令和元年(2019年))の決議が採択され、引き続きより一層の取組みを推進するため、「人権教育世界プログラム」第4段階(令和2年(2020年)～令和6年(2024年))の決議が採択され、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議され、人権教育の普及事業が進められています。

## ② 国・県

国内においては、昭和21年(1946年)、日本国憲法の制定により基本的人権が保障され、平成8年(1996年)に制定された人権擁護施策推進法では、人権教育及び啓発の推進・人権侵害被害者の救済に関する施策の推進を国の責務と定めるとともに人権擁護推進審議会が設置されました。

平成12年(2000年)には、人権擁護推進審議会の答申に基づき、国・地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

さらに、平成13年(2001年)の人権擁護推進審議会において「人権救済制度の在り方について」答申では、救済すべき人権侵害を「差別」「虐待」「公権力」「メディア」による人権侵害と4つに分けて、それぞれ適切な救済方法と独自の調査権限を付与する等具体的な救済手続き(調停、仲裁、勧告、訴訟参加)も規定され法案の早期成立が求められています。

また、障害者差別解消法が成立し、平成28年(2016年)から施行されるなど、差別を禁止する仕組みづくりも整備されつつあります。

滋賀県内においても、平成13年(2001年)に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の施行、平成14年(2002年)にDV防止法や児童虐待防止法の内容を含む「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」の策定を行い、平成15年(2003年)に「滋賀県人権施策基本方針」が策定されるとともに、「滋賀県人権施策推進計画」も設けられました。

そして、平成28年度(2016年度)には、令和7年度(2025年度)までの10年間の計画として、これまでの成果を踏まえるとともに現在のさまざまな人権課題の状況及び社会情勢の変化や法令などの整備に対応するため改定され、人権問題の解決に向けた取組が行われています。

## ③ 野洲市

野洲市では、平成16年(2004年)の合併と同時に、人権尊重のまちづくりに関する基本的な考えとして「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を制定し、平成18年(2006年)には、啓発の一環として、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりの実践を誓う「野洲市人権尊重のまち宣言」を提唱しました。

さらに、平成19年(2007年)に「市民は、すべての活動において相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します」と規定する「野洲市まちづくり基本条例」を制定し、「本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します」と位置づけるなど、人権擁護及び人権意識の高揚を図るために、条例の具現化に必要な施策と啓発を推進してきました。

さまざまな人権施策を総合的に推進するための計画「野洲市人権施策基本計画、同実施計画」を平成18年(2006年)3月に策定し、同和問題をはじめ人権に関するさまざまな課題解決に向けて総合的に5か年計画を進めてきました。

そして、平成23年(2011年)3月に、「第2次野洲市人権施策基本計画・同実施計画」を策定、平成28年度(2016年度)からの5か年計画である第3次人権施策基本計画の策定を行い、取組を進めてきました。そして、今般、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5か年計画の策定を行い、社会状況の著しい変化に対応する取組を行います。

## (2) 社会の状況の変化

近年、非正規職員の増加など、雇用形態の変革や経済状況などにより貧困に直面する人が増えています。また核家族化が進み、地域社会の連帯感が薄れ、物質的豊かさに囲まれながらも精神的な負担や社会的ストレスが増大し、心身の疾病が増加するなど、生活を保つことが困難な社会となっています。

特に、雇用状況が不安定になり、生活困窮の問題が深刻になってきたことから、職に就けない人が衣食住や医療など基本的な生活を営めなくなり、「社会的な関係が希薄化し孤立する」「適切な住居を持たない」ことなどを原因とした新たな社会的な排除を生み出しています。これらの問題は、現に社会的な排除を受けている人のみにとどまらず、自分や扶養者の失業や健康問題など、誰にでも起こりうる出来事が現実になると、どんな人でも排除を受ける可能性があります。これらは、社会制度や社会構造のあり方が一因となって人々の権利が損なわれているものと考えられます。

次に、インターネットの普及により掲示板などで他人を誹謗中傷したり、悪質な書き込みを行うなどの差別を助長する表現や個人や集団にとって有害な情報の掲載など、個人の名誉やプライバシーを侵害する状況が広がっています。最近では、SNSを利用した誹謗中傷や個人情報の漏洩、仲間はずしが大きな社会問題となっています。

また、より直接的な人権侵害の事象として、ヘイトスピーチと呼ばれる差別的な言動が問題化しています。国では、平成28年(2016年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」として施行されました。ヘイトスピーチはあってはならないものと定義され、すべての差別的な言動に対して適切に処置を行うことを定めています。

ヘイトスピーチとは、偏見やうわさといった実態のないものから個人に対する憎しみを「相手を憎む」ではなく、「相手のバックグラウンド」や「相手のバックグラウンドに所属する人々全体」を憎むという「集団へのいじめ行為」です。

差別的言動が生まれる背景にはさまざまな要因が挙げられますが、前述の不安定な社会のあり方に起因するストレスもその一つと考えられます。

そして、大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故により、避難を強いられた方に対する配慮が欠けていたことが問題になりました。また、放射線被ばくが起こった場所についての風評などに基づく差別的言動も発生しました。

令和2年(2020年)に流行した新型コロナウイルス感染症は、第1波、第2波、第3波と感染が世界的に拡大しています。恐怖により間違った情報に操られ、感染された方や家族に対する偏見や差別だけでなく、「自粛警察」という形で個人や団体の人権を侵害する例もみられ、失業や倒産に追い込まれる事態になる例すらもありました。こうした災害時などにおいては、正確な情報を早く伝え、被災者や患者や対応した方への人権尊重の視点に立った対応が必要です。

このような状況の中、すべての人たちを援護し、健康で文化的な生活の実現につなげ、誰もが差別されることなく、社会の一員として参画を保障されるソーシャル・インクルージョン(全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う)のまちづくりを進めていかなければなりません。

## 6. 人権施策の課題と解決に向けて

### (1) 女性

今なお、男女の役割を固定的にとらえる人々の意識が社会に根強く残っており、家庭や職場・地域においてさまざまな差別を生む原因となっています。

詳細な対策などは、「第4次野洲市男女共同参画行動計画」に委ねます。

## (2) 子ども

### 【現状と課題】

近年、核家族化や都市化の進行、人間関係の希薄化、効率性や利便性を重視する生活スタイルで、社会状況は大きく変化してきました。その結果、育児の孤立化による不安感や負担感の増加、子どもの虐待、子どもが被害者となる犯罪、いじめ、有害情報の氾濫、ニートや社会的ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増してきています。このことから安心して子どもを育てることができる社会環境をつくり出すことが必要です。

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、同時に子育ては次代の担い手を育成するという意味もあり、社会全体で子育てに関わり、共に育っていくことが必要です。

野洲市における子どもの虐待相談件数は年々増加しており、その相談内容も複雑多岐にわたっていることから、どの家庭でも虐待は起こりうる可能性があり、すべての親が家庭教育に関しての相談ができる体制づくりを進めることが求められています。

また、子どもに対する暴行、虐待につながる行為は、大人は自分が優位に立ちたい、自分が主導権を持ちたいという意識、大人と児童のつながりの希薄化や、親のストレスや不安、経済的な貧困、生活困窮などが要因と考えられます。子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深め、子どもが権利の主体として生活ができる環境づくりが課題といえます。

### 【具体的施策の方向性】

- ☆未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、子ども自身が権利の主体者としての健全育成に努める啓発活動を推進します。
- ☆子どもの虐待やいじめなどの人権侵害を早期に発見し、子どもの健やかな成長のために、関係機関の連携を強化することで早期対応に向けた取組を推進していきます。(いじめ防止対策推進法や野洲市いじめ防止等対策条例により、警察署や学校などとの連携を強化し、いじめを未然に防止することに努めます。)
- ☆いじめ・貧困などさまざまな理由で学校に行けない、行きにくい不登校の児童生徒の居場所づくりを行い、社会的自立や学校復帰に向けて指導や相談・支援を行います。
- ☆家庭や地域社会における子育てや保育園・幼稚園・こども園・学校などにおける教育、保育に対して、家庭訪問や研修などを通じて効果的な支援を行います。

### (3) 高齢者

#### 【現状と課題】

野洲市の高齢化率は、26%(令和2年(2020年)4月現在)で、今から4年前の24.5%と比較すると約1.5%の上昇傾向にあり、今後も平均寿命の伸びなどから高齢化が進んでいくものと思われます。

このように高齢化が進む中で、高齢者が就労や社会参加ができているのかを検証しなければなりません。

また高齢者は、自分の住み慣れた家(地域)で家族や見知った人たちと暮らし、看取られ、人生を終えたいと望んでいますが、核家族化による家庭における介護力の低下や地域の連帯感の希薄化から、老々介護や独り暮らしになっている世帯が増えつつあります。このような高齢者世帯をターゲットにした悪質な訪問販売や振り込め詐欺など高齢者の尊厳が侵されるような事象も多発してきています。

認知症の人は令和7年(2025年)には65歳以上の約5人に1人が発症すると見込まれ、国においては平成27年(2015年)1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定したところ です。

一方、認知症を発症している高齢者の在宅介護を行っている家庭においても、介護者による身体的・心理的な虐待、本人に無断で財産を処分するなどの経済的虐待が行われることがあり、高齢者を取り巻く人権問題として大きな社会問題となっています。虐待の背景には、介護の長期化、介護者自身の高齢化や、介護を行っている家族などの肉体疲労や精神的ストレスが介護負担となり虐待に走らせる要因がうかがえます。

#### 【具体的施策の方向性】

☆高齢者の人権(尊厳)を守るためには、高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割の重要性や加齢に伴う肉体的・精神的な衰え、あるいはこれらに対する不安を正しく理解し、認識を深めるための取組を推進していきます。

☆地域社会をはじめとするあらゆる場面で、いきいきと自立した生活を送れるように予防、相談、支援体制の環境を整えます。

☆生きがいをもって社会を構成する重要な一員として能力を活かして就労や各種の活動に参加できて暮らすことができる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

## (4) 障がい者

### 【現状と課題】

ここ数年の本市の総人口に占める各種障害者手帳の所持者の割合の推移をみると、身体障害者手帳はほぼ横ばいであるのに対し、療育手帳(知的障がいのある人)及び精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

こうした中で、障がいや障がいのある人に対する理解が不足していることにより、養護者などから身体的あるいは心理的な虐待が行われることがあり、障がいのある人を取り巻く人権問題として大きな社会問題となっています。

これらの現実も踏まえ、障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、さまざまな取組が必要です。

### 【具体的施策の方向性】

☆障がいや障がいのある人に対する理解や配慮が不十分なことから生じる誤解や偏見をなくすため、さまざまな障がいの特性に対する理解を深める啓発に取り組めます。

☆障がいのある人たちが、地域や学校で安心して、また本人の意思に基づいて生活するためには、障がい者一人一人の人権が尊重されるとともに、障がいによって個人の権利・利益が損なわれないように擁護されなければなりません。そのため、障がいのある人々にとって日常生活又は社会生活を営む上での社会的障壁を除去するように必要な施策を推進していきます。

☆障がい者の自立と社会参加をより一層推進するため、ユニバーサルデザインを基調とした環境整備に努め、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進していきます。

☆障がい者の雇用促進を図るとともに、障がいの程度に応じた就労支援や生活支援などの事業所、施設の充実を図られるよう推進していきます。

## (5) 同和問題

### 【現状と課題】

部落差別はなくなったわけではなく、同和地区所在地確認に係る差別発言などの土地差別、差別落書きなどの部落差別は、今なお存在しています。

これは、互いが認め合い、尊重しあう人権をベースにした人間関係が構築できていないことと同和地区に対する偏見とがあいまって現れていることが要因の一つと考えられます。

令和元年度(2019年度)の人権問題に関する市民意識調査において、自分の子どもと同和地区出身者との結婚に対し、「まったく問題にしない」、「迷いながらも問題にしない」の合計の割合が前回よりも増えています。しかし、あなたの身内の方に、結婚(縁談)の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかれないように同和地区出身者かどうかを調べようとするとき、「調べるのは当然だ」、「感じはよくないが必要だ」を合わせた肯定的な回答が前回から改善されず、今もなお差別意識が残っている現状が浮き彫りになりました。

#### 【具体的施策の方向性】

☆交流、連帯、支え合いといった「人権尊重のまちづくり」の実現のために、各種計画などとの整合性を図りつつ、同和問題を含む人権問題の根本的解決に向けての取組を行っていきます。特に教育・啓発面においては、工夫を加えながら引き続き行っていきます。

☆差別事象には、被差別当事者を支え、迅速、的確に対処し、関係機関と協議しながら、解決を図っていきます。

## (6) 外国人

#### 【現状と課題】

日本の外国人居住者は年々増加傾向にあり、外国人研修生・技能実習制度による滞在者や企業においてもグローバルに展開すべく、人材を外国より求めていることなどから、長期的にも増加していくものと考えられます。

また、最近では、隣国の拉致による人権侵害や領土・核問題などによる外交上の関係悪化から在日韓国・朝鮮人など外国人に対する暴言・暴行・嫌がらせなどが懸念されます。

特に、特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的表現であるヘイトスピーチと呼ばれる街頭活動が急増しており、社会問題となっています。

その他、地域社会や教育現場においても文化と言語の違いが結果的に人権侵害の要因となっています。

なお、本市の外国人居住者は、合併した平成16年(2004年)12月には450名、平成26年(2014年)1月には458名と400名台で推移し、令和3年(2021年)1月には673名と約1.5倍に増えています。

#### 【具体的施策の方向性】

☆多文化共生の視野に立ち、言語や文化の違いを互いに認め合いながら、地域社会で外国人が安心して暮らせるよう、学校、園及び地域における国際理解教育や交流機会の充実に取り組みます。

☆日本語の学習支援や災害時の外国住民への対応など多文化共生の推進体制を充実していきます。

☆外国人が安心して暮らせるよう、分かりやすい情報提供、通訳・翻訳の支援に取り組みます。

## (7) インターネット

### 【現状と課題】

インターネットの普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し、生活は便利で豊かなものとなりました。

しかし、その一方で情報発信の匿名性を悪用して、誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど、人権に関わる問題が発生しています。メディアの視聴などにより感じた個人の感想がエスカレートし、「炎上」という形で SNS 上で暴力に変わり、個人を傷つけ生命まで奪ってしまうという事象も起こりました。

こうしたインターネットによる人権侵害を防止するためには、利用時のルールやマナー、個人のプライバシーに関する正しい理解について啓発を推進する必要があります。

### 【具体的施策の方向性】

☆インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発

学校などにおいては、インターネットなどの安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために子どもへの教育に努めます。

市民に対しては、人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルについて啓発を行います。

☆差別書き込みやネット上のいじめへの対応

差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ(インターネット接続サービス提供事業者)などへ削除要請する方法を周知し、学校、家庭、地域や大津地方法務局など関係機関などが連携して解決に向けた取組を行います。

また、これらの問題に適切な対応ができるよう、研修の充実を図ります。

☆関係機関・団体と連携した取組の推進

他市や大津地方法務局及び(公財)滋賀県人権センターと連携し、インターネット上の差別書き込みなどに関する情報交換、研究・研修、啓発を行います。

## (8) その他さまざまな人権問題

### 【現状と課題】

人権問題については、先に触れた課題以外にも、HIVや新型コロナウイルスなどの感染者、ハンセン病患者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、LGBTなど性的少数者、ホームレスの人々、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、個人情報漏洩、震災に起因する人権問題の発生など、私たちの身のまわりには、少数であったり、社会的に弱い立場におかれている人々やその家族に対する偏見から、さまざまな差別につながる問題があります。

### 【具体的施策の方向性】

- ☆さまざまな機会を捉え、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発などの取組を進めていきます。
- ☆市民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される市をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

## 7. 人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、人権尊重の理念と知識を深めることと、その結果が実践に結びつくよう家庭・学校・地域・企業などあらゆる場を通じて学習の場や機会を提供するなど啓発活動を推進していきます。

## 8. 相談・支援体制の充実

人権侵害や人権侵害につながる問題に対して、不満や不安・心配ごとの解消は、自尊感情の安定にもつながり、市民が安心かつ容易に利用できる市役所内の相談体制及び支援体制(制度・施設・情報など)の強化と市民相談総合窓口ネットワーク(生活困窮対策連絡部会・自殺防止対策連絡部会・人権対策連絡部会)を活用した密接な連携と情報収集を図っていきます。

また、人権擁護推進員(市委嘱)、人権擁護委員(法務大臣委嘱)、野洲市人権啓発推進協議会、野洲市企業人権啓発推進協議会との連携を基に、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚と人権擁護活動を推進していきます。

## 9. 協働による人権尊重のまちづくり

教育・啓発の推進や相談・支援体制の充実について、市民協働による推進が必要です。

特にDVや児童・高齢者の虐待については、早期発見による対応が重要であることから地域住民の理解と協力は必要不可欠であり、地域をはじめ関係機関同士の連携を強めるとともに地域と家庭の連帯感を復活させていくことも重要といえます。

そのために、人権擁護推進の要となる人権擁護推進員については、地域に密着した関係機関「学区人権啓発推進協議会」及び「民生委員児童委員協議会」より選出し、地域バランスを考慮した委嘱を行っていきます。

また、人権啓発推進協議会や企業人権啓発推進協議会などをはじめとする市民との協働提携による、より効果的な事業の実践(企画・立案・運営)を行っていきます。

## 10. 推進体制

本計画の推進にあたっては、野州市人権尊重のまちづくり推進本部を中心とし、関係部局相互の連携・協力を確保していきます。

また、人権施策の総合的かつ効果的な推進のため組織体制の整備を図りつつ、市民相談総合窓口ネットワークの情報収集力を活用しながら人権施策基本計画を推進していきます。

## 11. 計画の実施

### (1) 実施計画

具体的な実施施策の推進においては、野州市人権施策基本計画に基づき実施計画を策定し、年次的に推進していきます。

### (2) 進行管理

人権施策の実施状況を年次ごとに把握し、その結果をもとに施策の点検・改善に反映していきます。



**第4次野洲市人権施策基本計画**

**令和3年3月策定**

**【編集・発行】野洲市総務部人権施策推進課**

**TEL:077-587-6041**

**FAX:077-518-1860**

**E-mail:jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp**

